

伊勢原市景観規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 景観形成

第1節 行為の届出等（第3条—第9条）

第2節 景観重点地区（第10条—第12条）

第3節 事前協議（第13条—第15条）

第3章 景観まちづくりの推進

第1節 景観計画の策定又は変更の提案に関する手続等（第16条・第17条）

第2節 景観資源等（第18条—第31条）

第3節 景観協定の認可の手続等（第32条—第36条）

第4節 景観整備機構の指定の手続等（第37条・第38条）

第5節 景観アドバイザー（第39条—第41条）

第4章 雑則（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び伊勢原市景観条例（平成25年伊勢原市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の定義は、法及び条例の例による。

第2章 景観形成

第1節 行為の届出等

(景観計画区域内における行為の届出)

第3条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第1項の届出書は、景観計画区域内行為届出書（第1号様式）とする。

2 前項の届出書に添付が必要なものとして条例第9条に規定する規則で定める図書は、計画概要書（第2号様式）、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める図書（以下「別表第1の図書」という。）その他市長が必要と認める図書とする。

(景観計画区域内における行為の変更の届出)

第4条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書（第3号様式）に別表第1の図書のうち当該変更に係る図書その他市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第5条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書（第4号様式）に計画概要書、別表第1の図書その他市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

(行為着手の制限期間短縮の通知)

第6条 条例第13条の規定による通知は、景観計画区域内行為着手制限解除通知書（第5号様式）により行うものとする。

(行為の完了の報告)

第7条 条例第14条の規定による報告は、景観計画区域内行為完了報告書（第6号様式）に行為が完了した状況を示す2方向以上から撮影した写真（敷地及びその周辺の状況が分かるもので色彩を識別することができるものに限る。）その他市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

(届出台帳で定める事項等)

第8条 条例第15条の台帳は、次に掲げる事項を記載することにより作成するものとする。

- (1) 建築行為等の概要
- (2) 法又は条例の規定による手続が行われた年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、これを変更し、閲覧に供するものとする。

(法第16条第1項第4号の条例で定める行為の適用除外)

第9条 条例別表4の項の右欄の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 農地造成に伴うもの
- (2) 堆積の高さが1メートル未満のもの
- (3) 公共空間から容易に望見できない場所におけるもの
- (4) 建築物の建築等又は工作物の建設等に伴いこれらと同一の敷地内で行うもののうち、当該建築等又は建設等が伊勢原市地域まちづくり推進条例（平成24年伊勢原市条例第11号。以下「まちづくり条例」という。）の規定による協議を経ているもの
- (5) その他市長が認めるもの

第2節 景観重点地区

(景観重点地区の指定に当たり意見を聴くもの)

第10条 条例第16条第2項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重点地区の指定をしようとする地区（以下この条において「指定検討地区」という。）内の土地、建築物又は工作物の所有者
- (2) 指定検討地区内の土地又は建築物について地上権、賃借権その他の権利を有する者
- (3) 指定検討地区内において活動を行うまちづくり条例第10条第1項の規定

による認定を受けた地域まちづくり協議会(第29条第2号において単に「地域まちづくり協議会」という。)

(4) その他市長が意見を聴く必要があると認めるもの

(景観重点地区の指定等に係る事項の縦覧)

第11条 条例第16条第4項(条例第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定の位置及び区域

(2) 指定の年月日

(3) その他必要な事項

(景観重点地区における景観まちづくりの基本方針及び景観形成基準に関する事項の縦覧)

第12条 条例第18条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による景観重点地区における景観まちづくりの基本方針及び景観形成基準に関する事項の縦覧は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 定める土地の区域

(2) 定める内容

(3) 適用を開始する年月日

(4) その他必要な事項

第3節 事前協議

(事前協議の手続)

第13条 条例第19条第1項の規定による協議は、景観計画区域内行為事前協議書(第7号様式)に別表第1の図書その他市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

第14条 条例第20条第1項の規定による協議は、景観計画区域内公共施設整備等事前協議書(第8号様式)に別表第1の図書及び別表第2に掲げる図書の

うち当該行為に係る図書その他市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

(事前協議の適用除外)

第15条 条例第20条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (2) 仮設の工作物の建設等
- (3) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (4) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

ア 建築物の建築等

イ 工作物（当該敷地に存する建築物に附随するもののうち道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く。）の建設等

ウ 屋外における土石又は廃棄物の堆積（高さが1.5メートル以下のものを除く。）

- (5) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (6) その他市長が認めるもの

第3章 景観まちづくりの推進

第1節 景観計画の策定又は変更の提案に関する手続等

(計画提案に関する事前協議)

第16条 条例第23条第1項の規定による協議は、景観計画提案事前協議書（第9号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 景観計画の素案
- (2) 法第11条に規定する計画提案を行うことができるものであることを証する書類

(3) 計画提案区域内の全ての土地を含む公図の写し

(4) 景観計画の策定又は変更を提案する理由を記載した書面

(計画提案の提案書の様式)

第17条 景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省・国土交通省・環境省令第1号）第4条に規定する提案書は、景観計画提案書（第10号様式）とする。

第2節 景観資源等

(景観重要建造物の指定に係る提案書の様式)

第18条 省令第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の提案書は、景観重要建造物指定提案書（第11号様式）とする。

(景観重要建造物の指定の標識)

第19条 法第21条第2項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 指定の理由となった外観の特徴

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請書の様式)

第20条 省令第9条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物現状変更許可申請書（第12号様式）とする。

(景観重要樹木の指定に係る提案書の様式)

第21条 省令第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する提案書は、景観重要樹木指定提案書（第13号様式）とする。

(景観重要樹木の指定の標識)

第22条 法第30条第2項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の名称及び樹種
- (3) 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請書の様式)

第23条 省令第14条第1項に規定する申請書は、景観重要樹木現状変更許可申請書（第14号様式）とする。

(管理協定の締結等の認可の申請)

第24条 法第36条第3項（法第40条において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請は、管理協定締結等認可申請書（第15号様式）により行わなければならない。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第25条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（第16号様式）により行わなければならない。

(地域景観資源の登録の要件)

第26条 条例第29条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 位置又は範囲を示すことができること。
- (2) 公共空間から容易に望見できること。
- (3) 短期間に消滅しないことが見込まれること。

(地域景観資源の登録に当たり意見を聴くもの)

第27条 条例第29条第2項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 当該資源の指定に係る土地又は建築物について地上権又は賃借権を有する者
- (2) その他市長が意見を聴く必要があると認めるもの

(地域景観資源の周知に関する必要な措置)

第28条 条例第29条第4項の規定による必要な措置は、次に掲げるものによ

り行うものとする。

(1) 広報紙又はホームページによる広報

(2) その他市長が必要と認めるもの

(地域景観資源の登録の提案ができるもの)

第29条 条例第30条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 当該提案に係る資源について、所有権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

(2) 地域まちづくり協議会

(3) その他市長が認めるもの

(地域景観資源の登録の提案)

第30条 条例第30条第1項の規定による地域景観資源の登録の提案は、地域景観資源登録提案書（第17号様式）に次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 当該提案に係る資源の位置及び周辺の状況を示す図面

(2) 道路その他の公共の場所から撮影した当該提案に係る資源の写真

(地域景観資源の現状変更行為等の届出)

第31条 条例第31条の規定による届出は、地域景観資源現状変更行為等届出書（第18号様式）により行わなければならない。

第3節 景観協定の認可の手続等

(景観協定の認可の申請)

第32条 法第81条第4項の規定による認可の申請は、景観協定認可申請書（第19号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 協定書

(2) 付近見取図

(3) 景観協定区域及び景観協定区域隣接地の区域を表示する図面

- (4) 景観協定に係る土地の区域内の全ての土地を含む公図の写し
- (5) 景観協定を締結しようとする理由を記載した書面
- (6) 法第 8 1 条第 1 項及び第 3 項に規定する土地所有者等（法第 9 1 条の規定により土地の所有者等とみなされた者を含む。）の全員の住所、氏名、景観協定に関する合意を示す書面及び印鑑証明書並びに景観協定に係る土地の登記事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定は、法第 9 0 条第 1 項の規定による景観協定の認可の申請について準用する。

（景観協定の変更又は廃止の認可の申請）

第 3 3 条 法第 8 4 条第 1 項又は法第 8 8 条第 1 項の規定による変更又は廃止の認可の申請は、景観協定変更（廃止）認可申請書（第 2 0 号様式）により行わなければならない。

（借地権等に関する届出）

第 3 4 条 法第 8 5 条第 3 項の規定による届出は、借地権消滅等届出書（第 2 1 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 景観協定区域から除外されたことを証する書面
- (2) 土地の位置を表示する図面
- (3) その他市長が必要と認める図書

（景観協定に加わる場合の意思表示）

第 3 5 条 法第 8 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による意思の表示は、景観協定加入届出書（第 2 2 号様式）に次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 当該景観協定区域の土地の所有者等であることを証する書面
- (2) 土地の位置を表示する図面

(3) その他市長が必要と認める図書

(一の所有者による景観協定が効力を有することとなった場合の届出)

第36条 法第90条第2項の規定による認可を受けた者は、同条第4項の規定により当該景観協定が効力を有することとなったときは、速やかに、景観協定発効届出書（第23号様式）に次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 2以上の土地所有者等が存することを証する書面

(2) 土地の位置を表示する図書

(3) その他市長が必要と認める図書

第4節 景観整備機構の指定の手続等

(景観整備機構の指定の申請)

第37条 法第92条第1項の規定による申請は、景観整備機構指定申請書（第24号様式）により行わなければならない。

(景観整備機構の変更の届出)

第38条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書（第25号様式）により行わなければならない。

第5節 景観アドバイザー

(景観アドバイザーの委嘱)

第39条 景観アドバイザーは、都市計画、建築、色彩、造園、法律等について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(景観アドバイザーの任期)

第40条 景観アドバイザーの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(景観アドバイザーに対する説明等)

第41条 景観アドバイザーは、市長が必要と認めるときは、建築行為等又は公

共施設の整備を行う者に対し、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第4章 雑則

(身分証明書の様式)

第42条 法第17条第8項及び法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する証明書は、立入検査等身分証明書（第26号様式）とする。

(その他)

第43条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条—第 5 条、第 1 3 条、第 1 4 条関係）

建築行為等の届出等に係る添付図書

届出行為	添付する図書	
	種類	記載事項等
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	付近見取図	縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上
	配置図	縮尺 1 0 0 分の 1 以上
	各階の平面図	縮尺 1 0 0 分の 1 以上
	2 面以上の立面図	縮尺 5 0 分の 1 以上 着色及びマンセル表色系による表示を行うこと。 露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	主要部 2 面以上の断面図	縮尺 5 0 分の 1 以上
	外構平面図	縮尺 1 0 0 分の 1 以上 植栽は、樹種を記載すること。
	現況カラー写真	2 方向以上から撮影し、敷地及びその周辺の状況が分かるもの
2 建築物の色彩の変更	付近見取図	縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上
	配置図	縮尺 1 0 0 分の 1 以上
	各階の平面図	縮尺 1 0 0 分の 1 以上
	2 面以上の立面図（変更箇所が示されているもの）	縮尺 5 0 分の 1 以上 着色及びマンセル表色系による表示を行うこと。 露出する建築設備及び各部分

		の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真	2方向以上から撮影し、敷地及びその周辺の状況が分かるもの
3 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	付近見取図	縮尺2, 500分の1以上
	配置図	縮尺100分の1以上
	2面以上の立面図	縮尺50分の1以上 着色及びマンセル表色系による表示を行うこと。 露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	外構平面図	縮尺100分の1以上 植栽は、樹種を記載すること。
	現況カラー写真	2方向以上から撮影し、敷地及びその周辺の状況が分かるもの
4 工作物の色彩の変更	付近見取図	縮尺2, 500分の1以上
	配置図	縮尺100分の1以上
	平面図	縮尺100分の1以上
	2面以上の立面図（変更箇所が示されているもの）	縮尺50分の1以上 着色及びマンセル表色系による表示を行うこと。 露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真	2方向以上から撮影し、敷地

		及びその周辺の状況が分かるもの
5 都市計画法 (昭和43年 法律第100 号)第4条第 12項に規定 する開発行為	付近見取図	縮尺2, 500分の1以上
	現況図	縮尺100分の1以上
	土地利用計画図	縮尺100分の1以上
	平面図	縮尺100分の1以上
	断面図	土地の形状が分かるもの
	緑化計画図	縮尺100分の1以上
	現況カラー写真	2方向以上から撮影し、敷地 及びその周辺状況が分かるもの
6 屋外における土石、廃棄物の堆積	付近見取図	縮尺2, 500分の1以上
	現況図	縮尺100分の1以上
	配置図	縮尺100分の1以上
	断面図	縮尺100分の1以上 土地の形状が分かるもの
	現況カラー写真	2方向以上から撮影し、敷地 及びその周辺状況が分かるもの

備考 1 行為の規模が大きいため、この表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

2 外構平面図とは、門、塀、垣、柵、擁壁、植栽等の敷地内の外構構成を記載した平面図をいう。

別表第 2（第 1 4 条関係）

公共施設の整備の協議に係る添付図書

種類	記載事項等
付近見取図	縮尺 2， 5 0 0 分の 1 以上
現況図	縮尺 1 0 0 分の 1 以上
平面図	縮尺 1 0 0 分の 1 以上
断面図	土地の形状が分かるもの
2 面以上の立面図	縮尺 5 0 分の 1 以上 着色及びマンセル表色系による表示を行うこと。
現況カラー写真	2 方向以上から撮影し、敷地及びその周辺の状況が分かるもの

備考 行為の規模が大きいため、この表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

第1号様式（第3条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

（提出先）

伊勢原市長

（本人） 住 所

氏 名

㊞

電話番号

（代理人） 住 所

氏 名

㊞

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

設 計 者	住 所			
	氏 名		電話 番号	
工 事 施 行 者	住 所			
	氏 名		電話 番号	
行為の場所の 地名地番		伊勢原市		
行 為 の 種 類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替） ☐ 色彩の変更		
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替） ☐ 色彩の変更		
	☐ 開発行為	予定建築物の規模 ☐ 届出対象の規模 ☐ 届出対象外の規模		
	☐ 土石等の堆積			
行為の着手予定日		年 月 日	行為の完了予定日	年 月 日
その他の事項				
添付図書		☐ 計画概要書 ☐ 付近見取図 ☐ 現況図 ☐ 配置図 ☐ 土地利用計画図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 外構平面図 ☐ 現況カラー写真 ☐ 景観チェックシート ☐ その他（ ）		

備考 1 本人、代理人、設計者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 ☐の欄は、該当する項目に㊞印を付けてください。

第2号様式（第3条、第5条関係）

(第1面)
計画概要書

敷地の概要	地名地番	伊勢原市				
	用途地域	☐ 第一種低層住居専用地域 ☐ 第二種低層住居専用地域 ☐ 第一種中高層住居専用地域 ☐ 第二種中高層住居専用地域 ☐ 第一種住居地域 ☐ 第二種住居地域 ☐ 準住居地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域 ☐ 指定なし				
	防火指定	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし				
	地区計画	地区計画		その他地域地区等		
	法定建ぺい率	%		法定容積率		%
建築物の概要		届出部分		既存部分		合計
	主要用途					—
	敷地面積	㎡		—		㎡
	建築面積	㎡		㎡		㎡
	延べ面積	㎡		㎡		㎡
	高さ	m		m		—
	構造					—
	階数	地上 階・地下 階		地上 階・地下 階		—
	建ぺい率	%		容積率		%
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	☐ 高架水槽（ m） ☐ 冷却塔（ m） ☐ その他（種類： 高さ： m）				
	仕上材	屋根			外壁	
屋外広告物の有無	☐ 有（種類： ） ☐ 無					
工作物の概要		届出部分		既存部分		合計
	種類					—
	敷地面積	㎡		—		㎡
	築造面積	㎡		㎡		㎡
	高さ (擁壁の長さ)	(m)		(m)		—
	構造					—
	仕上材					
	屋外広告物の有無	☐ 有（種類： ） ☐ 無				

第2号様式

(第2面)

開 発 行 為 の 概 要	区 域 面 積	m ²	造 成 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
	区画形質の 変更の内容			
土 石 等 の 堆 積 の 概 要	区 域 面 積	m ²	堆 積 の 日 数	日
	堆積の高さ	m	公 共 空 間 からの距離	から m

色 彩	建 築 物	基調色	屋根 (マンセル値)				
			外壁 (マンセル値)				
		アクセント色		色 彩 (マンセル値)	アクセント色の見付面積 (見付面積<上限面積=全体面積×1/5)		
			東面		m ² <	m ² =	m ² ×1/5
			西面		m ² <	m ² =	m ² ×1/5
			南面		m ² <	m ² =	m ² ×1/5
		北面		m ² <	m ² =	m ² ×1/5	
		工 作 物	基調色 (マンセル値)				
	アクセント色			色 彩 (マンセル値)	アクセント色の見付面積 (見付面積<上限面積=全体面積×1/5)		
			東面		m ² <	m ² =	m ² ×1/5
			西面		m ² <	m ² =	m ² ×1/5
			南面		m ² <	m ² =	m ² ×1/5
	北面			m ² <	m ² =	m ² ×1/5	

- 備考 1 開発行為における予定建築物の概要は、第1面「建築物の概要」欄に記入し、開発行為に伴って工作物の建設等をする場合は、当該工作物の概要を第1面「工作物の概要」欄に記入してください。
- 2 色彩の欄は、マンセル表色系による色彩記号を記入してください。
- 3 色彩の欄のアクセント色とは、伊勢原市景観計画に定める色彩に関する制限を超える色彩をいいます。
- 4 □の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第3号様式（第4条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

（提出先）

伊勢原市長

（本人） 住 所

氏 名

㊞

電話番号

（代理人） 住 所

氏 名

㊞

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

届出年月日	年 月 日	
行為着手の制限解除 通知年月日・番号	年 月 日（ 第 号）	
行為の場所の地名地番	伊勢原市	
変更する事項	変 更 前	変 更 後
添付図書	☐ 付近見取図 ☐ 現況図 ☐ 配置図 ☐ 土地利用計画図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 外構平面図 ☐ 現況カラー写真 ☐ 景観チェックシート ☐ その他（ ）	

備考 1 本人、代理人、設計者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 この届出書の添付図書には、変更前・変更後の内容が分かるものを添付してください。

3 ☐の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第4号様式（第5条関係）

景観計画区域内行為通知書

年 月 日

（提出先）

伊勢原市長

（本人） 住 所

氏 名

㊦

電話番号

（代理人） 住 所

氏 名

㊦

電話番号

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。

設 計 者	住 所			
	氏 名		電話 番号	
工 事 施 行 者	住 所			
	氏 名		電話 番号	
行為の場所の 地名地番		伊勢原市		
行 為 の 種 類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替） ☐ 色彩の変更		
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替） ☐ 色彩の変更		
	☐ 開発行為	予定建築物の規模 ☐ 届出対象の規模 ☐ 届出対象外の規模		
	☐ 土石等の堆積			
行為の着手予定日		年 月 日	行為の完了予定日	年 月 日
その他の事項				
添付図書		☐ 計画概要書 ☐ 付近見取図 ☐ 現況図 ☐ 配置図 ☐ 土地利用計画図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 外構平面図 ☐ 現況カラー写真 ☐ 景観チェックシート ☐ その他（ ）		

備考 1 本人、代理人、設計者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 ☐の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 5 号様式（第 6 条関係）

景観計画区域内行為着手制限解除通知書

第 年 月 日 号

様

伊勢原市長



景観法第 18 条第 2 項の規定により、行為着手の制限を解除します。

1 景観法第 16 条第 1 項 の規定による届出年月日	年 月 日
2 行為の場所	

第6号様式（第7条関係）

景観計画区域内行為完了報告書

年 月 日

（提出先）

伊勢原市長

（本人） 住 所

氏 名

㊞

電話番号

（代理人） 住 所

氏 名

㊞

電話番号

伊勢原市景観条例第14条の規定により、関係図書を添えて、次のとおり報告します。

届出年月日		年 月 日		
行為着手の制限解除 通知年月日・番号		年 月 日（ 第 号）		
変更届出年月日		年 月 日		
行為着手の制限解除 通知年月日・番号		年 月 日（ 第 号）		
行為の場所の地名地番		伊勢原市		
行為の完了日		年 月 日		
設 計 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
工 事 施 行 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
添付図書		□カラー写真 □その他（ ）		

備考 1 本人、代理人、設計者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 □の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第7号様式（第13条関係）

（第1面）
景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

（提出先）
伊勢原市長

（本人） 住 所
氏 名
電話番号
（代理人） 住 所
氏 名
電話番号

伊勢原市景観条例第19条第1項の規定により、次のとおり協議します。

設 計 者	住 所			
	氏 名		電話 番号	
工 事 施 行 者	住 所			
	氏 名		電話 番号	
行為の場所の 地名地番		伊勢原市		
行 為 の 種 類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替） ☐ 色彩の変更		
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替） ☐ 色彩の変更		
	☐ 開発行為	予定建築物の規模 ☐ 届出対象の規模 ☐ 届出対象外の規模		
	☐ 土石等の堆積			
行為の着手予定日		年 月 日	行為の完了予定日	年 月 日
その他の事項				
添付図書		☐ 付近見取図 ☐ 現況図 ☐ 配置図 ☐ 土地利用計画図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 外構平面図 ☐ 現況カラー写真 ☐ 景観チェックシート ☐ その他（ ）		

第7号様式

(第2面)
計 画 概 要

敷地の概要	用途地域	☐ 第一種低層住居専用地域 ☐ 第二種低層住居専用地域 ☐ 第一種中高層住居専用地域 ☐ 第二種中高層住居専用地域 ☐ 第一種住居地域 ☐ 第二種住居地域 ☐ 準住居地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域 ☐ 指定なし				
	防火指定	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし				
	地区計画	地区計画	その他地域地区等			
	法定建ぺい率	%	法定容積率	%		
	主要用途					
建築物の概要	敷地面積	m ²	高	さ	m	
	建築面積	m ²	構	造		
	延べ面積	m ²	階	数	地上	階・地下 階
	建ぺい率	%	容	積	率	%
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	☐ 高架水槽 (m) ☐ 冷却塔 (m) ☐ その他 (種類: 高さ: m)				
	仕上材	屋根			外壁	
	色彩	屋根			アクセント色の有無	☐ 有 ☐ 無
		外壁				
	屋外広告物の有無	☐ 有 (種類:) ☐ 無				
工作物の概要	種類		高	さ	m (擁壁の長さ) (m)	
	敷地面積	m ²	構	造		
	築造面積	m ²	仕	上	材	
	色彩			アクセント色の有無	☐ 有 ☐ 無	
	屋外広告物の有無	☐ 有 (種類:) ☐ 無				
の開発行為の概要	区域面積	m ²	造成の有無	☐ 有 ☐ 無		
	区画形質の変更の内容					
堆土石等の積の	区域面積	m ²	堆積の日数	日		
	堆積の高さ	m	公共空間からの距離	m		

- 備考 1 本人、代理人、設計者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 開発行為における予定建築物の概要は、第2面「建築物の概要」に記入し、開発行為に伴って工作物の建設等をする場合は、当該工作物の概要を第2面「工作物の概要」に記入してください。
- 3 色彩の欄は、マンセル表色系による色彩記号を記入してください。
- 4 色彩の欄のアクセント色とは、伊勢原市景観計画に定める色彩に関する制限を超える色彩をいいます。
- 5 □の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第8号様式（第14条関係）

（第1面）

景観計画区域内公共施設整備等事前協議書

年 月 日

（提出先）

伊勢原市長

（本人） 住 所

氏 名

㊟

電話番号

（代理人） 住 所

氏 名

㊟

電話番号

伊勢原市景観条例第20条第1項の規定により、次のとおり協議します。

設 計 者	住 所			
	氏 名		電話 番号	
工 事 施 行 者	住 所			
	氏 名		電話 番号	
行為の場所の 地名地番		伊勢原市		
行 為 の 種 類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替） ☐ 色彩の変更		
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替） ☐ 色彩の変更		
	☐ 開発行為	予定建築物の規模 ☐ 届出対象の規模 ☐ 届出対象外の規模		
	☐ 土石等の堆積			
	☐ 公共施設整備	☐ 道路・橋梁 ☐ 河川・水路 ☐ 公園・広場・緑地 ☐ その他（ ）		
行為の着手予定日		年 月 日	行為の完了予定日	年 月 日
その他の事項				
添付図書		☐ 付近見取図 ☐ 現況図 ☐ 配置図 ☐ 土地利用計画図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 外構平面図 ☐ 現況カラー写真 ☐ 景観チェックシート ☐ その他（ ）		

第8号様式

(第2面)

計 画 概 要

敷地の概要	用途地域	☐ 第一種低層住居専用地域 ☐ 第二種低層住居専用地域 ☐ 第一種中高層住居専用地域 ☐ 第二種中高層住居専用地域 ☐ 第一種住居地域 ☐ 第二種住居地域 ☐ 準住居地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域 ☐ 指定なし				
	防火指定	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし				
	地区計画	地区計画	その他地域地区等			
	法定建ぺい率	%	法定容積率	%		
建築物の概要	主要用途					
	敷地面積	m ²	高さ	m		
	建築面積	m ²	構造			
	延べ面積	m ²	階数	地上	階・地下	階
	建ぺい率	%	容積率	%		
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	☐ 高架水槽 (m) ☐ 冷却塔 (m) ☐ その他 (種類: 高さ: m)				
	仕上材	屋根		外壁		
	色彩	屋根		アクセント色の有無	☐ 有 ☐ 無	
	外壁					
工作物の概要	屋外広告物の有無	☐ 有 (種類:) ☐ 無				
	種類		高さ (擁壁の長さ)	m (m)		
	敷地面積	m ²	構造			
	築造面積	m ²	仕上材			
	色彩			アクセント色の有無	☐ 有 ☐ 無	
の開発行為の概要	屋外広告物の有無	☐ 有 (種類:) ☐ 無				
	区域面積	m ²	造成の有無	☐ 有 ☐ 無		
堆土石等の積	区画形質の変更の内容					
	区域面積	m ²	堆積の日数	日		
	堆積の高さ	m	公共空間からの距離	m		

公共施設の整備の概要	名 称						
	施設整備の規模・内容						
	付 帯 施 設						
	色 彩	基調色のマンセル値					
		アクセント色	箇所	色 彩 (マンセル値)	アクセント色の見付面積 (見付面積<上限面積=全体面積×1/5)		
					$m^2 <$	$m^2 =$	$m^2 \times 1/5$
					$m^2 <$	$m^2 =$	$m^2 \times 1/5$
			$m^2 <$	$m^2 =$	$m^2 \times 1/5$		

- 備考 1 本人、代理人、設計者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 開発行為における予定建築物の概要は、第2面「建築物の概要」に記入し、開発行為に伴って工作物の建設等をする場合は、当該工作物の概要を第2面「工作物の概要」に記入してください。
- 3 色彩の欄は、マンセル表色系による色彩記号を記入してください。
- 4 色彩の欄のアクセント色とは、伊勢原市景観計画に定める色彩に関する制限を超える色彩をいいます。
- 5 □の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 9 号様式（第 16 条関係）

景観計画提案事前協議書

年 月 日

（提出先）

伊勢原市長

住 所

氏 名

㊦

電話番号

伊勢原市景観条例第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり協議します。

提案を行おうとする区域	
面積	m ²
提案する理由及び目的	
景観計画の素案の概要	
添付図書	☐ 景観計画の素案 ☐ 景観法第 11 条に規定する計画提案を行うことができるものであることを証する書類 ☐ 景観計画提案区域内の全ての土地を含む公図の写し ☐ 景観計画の策定又は変更を提案する理由を記載した書面 ☐ その他（ ）

備考 1 氏名及び住所は、法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 □の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 10 号様式（第 17 条関係）

景観計画提案書

年 月 日

（提出先）

伊勢原市長

住 所

氏 名

㊟

電話番号

景観法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり提案します。

景観計画の名称	
提案区域	
面積	m ²
提案の理由及び 目的	
提案内容の概要	
添付図書	☐ 景観計画の素案 ☐ 景観法第 11 条第 3 項の同意を得たことを証する書類 ☐ その他（ ）

備考 1 氏名及び住所は、法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 □の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 1 1 号様式（第 1 8 条関係）

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

（提出先）

伊勢原市長

住 所

氏 名

㊦

電話番号

景観法第 2 0 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次の建造物を景観重要建造物として指定することを提案します。

建造物の名称		
建造物の所在地		
所有者の住所 及び氏名		
建 造 物 の 概 要	建造年	
	設計者	
	施工者	
建造物の外観の 特徴		
提案理由		
添付図書		☐ 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上の図面 ☐ 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真 ☐ 景観法第 2 0 条第 1 項又は第 2 項の合意を得たことを証する書類

備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 □の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 1 2 号様式（第 2 0 条関係）

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

（提出先）
伊勢原市長

住 所
氏 名
電話番号

印

景観法第 2 2 条第 1 項の規定により景観重要建造物の現状を変更したいので、次のとおり申請します。

名称			
所在地			
指定番号			
指定年月日			
所有者の住所及び氏名			
指定の理由となった建造物の外観の特徴			
行為の種類	☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替） ☐ 色彩の変更		
行為の着手予定日		行為の完了予定日	
添付図書	☐ 当該行為の設計仕様書 ☐ 当該行為の設計図 ☐ 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上の図面 ☐ 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真 ☐ 申請者が当該景観重要建造物の所有者以外の者であるときは、当該景観重要建造物の所有者の意見書		

- 備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。
- 2 ☐の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 1 3 号様式（第 2 1 条関係）

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

（提出先）

伊勢原市長

住 所

氏 名

㊞

電話番号

景観法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次の樹木を景観重要樹木として指定することを提案します。

名称及び樹種	
所在地	
所有者の 住所及び氏名	
樹容の特徴	
提案理由	
添付図書	☐ 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺 2，5 0 0 分の 1 以上の図面 ☐ 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真 ☐ 景観法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の合意を得たことを証する書類

備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 ☐ の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 1 4 号様式（第 2 3 条関係）

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

（提出先）
伊勢原市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

景観法第 3 1 条第 1 項の規定により景観重要樹木の現状を変更したいので、次のとおり申請します。

名称及び樹種			
所在地			
指定番号			
指定年月日			
所有者の住所 及び氏名			
指定の理由とな った樹容の特徴			
行為の種類	☐ 伐採 ☐ 移植		
現状変更の理由			
行為の着手 予定日	年 月 日	行為の完了 予定日	年 月 日
添付図書	☐ 当該行為の施行方法を明らかにする図面 ☐ 当該景観重要樹木位置及び周辺の状況を示す縮尺 2, 5 0 0 分の 1 以上の図面 ☐ 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真 ☐ 申請者が当該景観重要樹木の所有者以外の者であるときは、当該景観重要樹木の所有者の意見書		

備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 ☐ の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 15 号様式（第 24 条関係）

管理協定締結等認可申請書

年 月 日

（提出先）
伊勢原市長

所在地
名称及び
代表者名
電話番号



景観法第 36 条第 3 項（同法第 40 条において準用する場合を含む。）の規定により、景観重要
建造物又は景観重要樹木の管理協定を〔締結
変更〕したいので、次のとおり申請します。

管理協定の名称		
協 定 建 造 物 又 は 協 定 樹 木 の 概 要	区 分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
	名 称 ・ 樹 種	
	所 在 地	
管理の方法に関する 事項		
管理協定の有効期間		
管理協定に違反した 場合の措置		
添付図書		☐ 管理協定の案又は変更案

備考 □の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 16 号様式（第 25 条関係）

景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書

年 月 日

（提出先）
伊勢原市長

住 所
氏 名
電話番号

㊞

景観法第 43 条の規定により、次のとおり届け出ます。

区分		☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木		
景観重要建造物の名称				
景観重要樹木の名称及び樹種				
所在地				
指定番号				
指定年月日				
所有者	新	住所		
		氏名	電話番号	
	旧	住所		
		氏名	電話番号	
変更の理由				
変更年月日				

備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 ☐ の欄は、該当する項目に㊞印を付けてください。

第 17 号様式（第 30 条関係）

地域景観資源登録提案書

年 月 日

（提出先）

伊勢原市長

住 所

氏 名

㊞

電話番号

伊勢原市景観条例第 30 条第 1 項の規定により、次のものを地域景観資源として登録することを提案します。

名称	
場所	
所有者の住所 及び氏名	
資源の概要及 び特徴	
提案理由	
添付図書	☐ 当該提案に係る資源の位置及び当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面 ☐ 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真

備考 1 氏名及び住所は、法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 □の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 18 号様式（第 31 条関係）

地域景観資源現状変更行為等届出書

年 月 日

（提出先）
伊勢原市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

伊勢原市景観条例第 31 条の規定により地域景観資源の現状の変更等を行いたいので、次のとおり届け出ます。

名称			
場所			
登録番号			
登録年月日			
所有者の住所及び氏名			
登録の理由となった地域景観資源の特徴			
行為の種類	☐ 現状の変更 ☐ 移転 ☐ 除去 ☐ 所有権その他の権原の移転		
行為の着手予定日		行為の完了予定日	
その他の事項			
添付図書	☐ 当該行為の設計仕様書 ☐ 当該行為の設計図 ☐ 当該地域景観資源の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2, 500 分の 1 以上の図面 ☐ 当該地域景観資源及び当該行為をしようとする箇所の写真 ☐ 届出者が当該地域景観資源の所有者以外の者であるときは、当該地域景観資源の所有者の意見書		

- 備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。
- 2 ☐の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

景観協定認可申請書

年 月 日

(提出先)
伊勢原市長住 所
氏 名
電話番号

㊞

景観法 第81条第4項
第90条第1項 の規定による認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景 観 協 定 の 概 要	景観協定の 名称				
	景観協定 区域				
	良好な景観 の形成のた めの事項	☐ 建築物の形態意匠に関する基準 ☐ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準 ☐ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準 ☐ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項 ☐ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準 ☐ 農用地の保全又は利用に関する事項 ☐ その他良好な景観の形成に関する事項			
	有効期間				
	協定に違反 した場合の 措置				
景 観 協 定 区 域 地 区 等	用途地域 防火地域 その他の 区域等	☐ 第一種低層住居専用地域 ☐ 第二種低層住居専用地域 ☐ 第一種中高層住居専用地域 ☐ 第二種中高層住居専用地域 ☐ 第一種住居地域 ☐ 第二種住居地域 ☐ 準住居地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域 ☐ 指定なし			
		☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし			
景観協定区域の 面積				区画数	
景観協定区域 隣接地の面積				区画数	
土地の所有者等 の人数	土地の所有者	借地権を有する者	景観法第91条に 規定する借主等	合計	
	人	人	人	人	
合意者の数	人	人	人	人	
添付図書		☐ 協定書 ☐ 付近見取図 ☐ 景観協定区域及び景観協定区域隣接地の区域を表示する図面 ☐ 景観協定に係る土地の区域内の全ての土地を含む構図の写し ☐ 景観協定を締結しようと する理由を記載した書面 ☐ 土地所有者等の全員の住所、氏名、景観協定に関する合意を示 す書面及び印鑑証明書並びに景観協定に係る土地の登記事項証明書			

備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してく
ださい。

2 ☐の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

第 2 0 号様式（第 3 3 条関係）

景観協定変更（廃止）認可申請書

年 月 日

（提出先）
伊勢原市長

住 所
氏 名
電話番号

㊞

景観法 $\left[\begin{array}{l} \text{第 8 4 条第 1 項} \\ \text{第 8 8 条第 1 項} \end{array} \right]$ の規定による $\left[\begin{array}{l} \text{変更} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$ の認可を受けたいので、次のとおり申請
します。

景観協定の名称	
景観協定区域	
認可年月日及び認可番号	締 結 認 可 年 月 日 (第 号) 最終変更認可 年 月 日 (第 号)
変更内容又は廃止の理由	

- 備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。
- 2 ☐ の欄は、該当する項目に㊞印を付けてください。

第 2 1 号様式（第 3 4 条関係）

借地権消滅等届出書

年 月 日

(提出先)
伊勢原市長

住 所
氏 名
電話番号

㊞

景観法第 8 5 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観協定の名称	
土地の地名地番	
認可年月日及び認可番号	締 結 認 可 年 月 日 (第 号) 最終変更認可 年 月 日 (第 号)
借地権消滅等年月日	年 月 日
添付図書	☐ 景観協定区域から除外されたことを証する書面 ☐ 土地の位置を表示する図面 ☐ その他 ()

備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 ☐の欄は、該当する項目に㊞印を付けてください。

第 2 2 号様式（第 3 5 条関係）

景観協定加入届出書

年 月 日

(提出先)
伊勢原市長

住 所
氏 名
電話番号

㊞

景観法第 8 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による景観協定に加入したいので、次のとおり届け出ます。

景観協定の名称	
土地の地名地番	
認可年月日及び認可番号	締 結 認 可 年 月 日 (第 号) 最終変更認可 年 月 日 (第 号)
加入の理由	
添付図書	☐ 当該景観協定区域の土地の所有者等であることを証する書面 ☐ 土地の位置を表示する図面 ☐ その他 ()

備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 □の欄は、該当する項目に㊞印を付けてください。

第 2 3 号様式（第 3 6 条関係）

景観協定発効届出書

年 月 日

（提出先）
伊勢原市長

住 所
氏 名
電話番号

㊞

景観法第 9 0 条第 4 項の規定により、景観協定が効力を有することとなりましたので、次のとおり届け出ます。

景観協定の名称		
景観協定区域		
景観法第 9 0 条第 1 項の規定による認可年月日及び認可番号		
効力を有することとなった年月日		
景観協定区域内の土地の権利に関する事項	土地の地名地番	土地所有者等の住所及び氏名
		住所 氏名
		住所 氏名
		住所 氏名
		住所 氏名
		住所 氏名
添付図書	☐ 2 以上の土地所有者等が存することを証する書面 ☐ 土地の位置を表示する図書 ☐ その他（ ）	

備考 1 氏名及び住所は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 □の欄は、該当する項目に㊞印を付けてください。

第 2 4 号様式（第 3 7 条関係）

景観整備機構指定申請書

年 月 日

（提出先）
伊勢原市長

所 在 地
名 称 及 び
代 表 者 名
電 話 番 号



景観法第 9 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

名称	
住所	
事務所の所在地	
行おうとする 業務の内容	

第 2 5 号様式（第 3 8 条関係）

景観整備機構名称等変更届出書

年 月 日

（提出先）
伊勢原市長

所 在 地
名 称 及 び
代 表 者 名
電 話 番 号



景観法第 9 2 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

名称		
住所		
事務所の所在地		
景観法第 9 2 条第 1 項の 規定による指定年月日及 び指定番号		
変更しようとする 事項	新	
	旧	
変更の理由		
変更予定年月日		

第 号 立入検査等身分証明書	
写 真	所 属 氏 名 生年月日 上記の者は、景観法第 1 7 条第 6 項若しくは第 2 3 条第 2 項（同法第 3 2 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第 1 7 条第 7 項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有する者であることを証明する。 年 月 日 伊勢原市長 印

景観法（抜粋）	
（変更命令等） 第 1 7 条 （略） 2 ～ 5 （略） 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。 7 景観行政団体の長は、第 1 項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。 8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。 9 第 7 項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （原状回復命令等） 第 2 3 条 （略） 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。 （原状回復命令等についての準用） 第 3 2 条 第 2 3 条の規定は、前条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 2 項において準用する第 2 2 条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第 2 3 条第 1 項中「景観重要建築物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。 2 （略）	